

鳥取県告示第570号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年9月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年8月7日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人カナリヤホーム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
松田 豊文
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市国府町新通り二丁目293
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、利用される障害のある方に対して、その人の思いを尊重しながら農業や手工芸、内職などの生産活動を通じて、自立及び社会参加の支援に関する事業を行い、すべての人権が尊重され、偏見や差別のない豊かな社会の実現を目指し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう援助し、就労の機会を提供すると共に、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に支援する。これをもって、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。